

価値形態論の課題と方法

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 和光 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23272

価値形態論の課題と方法

村上 和光

はじめに

あらためていうまでもなく『資本論』の「価値形態論」は、マルクス自身が自負するように、古典派経済学を超える『資本論』体系の絶大な成果であり、「価値」を一面的に労働量関係に還元する古典派経済学の価値論をのりこえると同時に、「価値」を単なる均衡価格に解消するいわゆる「近代経済学」の、価値論なき価格論をも根底から批判する礎石をなすものといってよい。しかし、この「価値形態論」では、「簡単な価値形態」という、ある意味では現実の価値関係とは著しく異なる、物々交換ともまちがわれかねない形態を出発点としつつ、順次に次の形態に吸収されながら「貨幣形態」にまで進むという、『資本論』体系の他の部分ではみられないような「方法」が採用されているのであって、このような「特有な方法」の意味内容についてはさらなる検討の必要が残されている。つまり、「価値形態論」がめざす「課題」解明に対する「方法」として、『資本論』「価値形態論」のこのような「方法」がどのような関連にあり、またいかなる意義と問題点をもつのがあきらかにされなければならないといってよく、その点で、「価値形態論」の「課題」と「方法」の考察が本稿の対象である。ついでそのような視点から、『資本論』の「価値形態論」の成果と意義を飛躍的に発展させたと思われる宇野弘蔵氏の「価値形態論」を立入って考察し、それを通して「価値形態論」の本来あるべき「課題と方法」とを確定していくことにするが、まさに「価値形態論」の「課題と方法」のこのような明確化

によってこそ、資本制的生産における「価値表現の特有な仕組み」とその意義とがあきらかになるとともに、その方向から、「価値法則論」体系化における「価値形態論」の位置づけも分析可能になっていくように考えられる。

I 『資本論』の価値形態論

〔1〕さて『資本論』の「価値形態」論は、第1巻第1篇「商品と貨幣」第1章「商品」の中の第3節「価値形態または交換価値」の部分で展開されている⁽¹⁾。つまり、この「商品」論では第1・2節で、「二要因」論→「価値実体」論→「労働の二重性」論というかたちで、「この価値は、さしあたりまずこの形態にはかかわりなしに考察され」たあと、この第3節「価値形態論」へ入ると「価値の必然的な表現様式または現象形態としての交換価値」分析へと視点転換がなされるが、その理由がこの第3節冒頭で次のようにいわれているので、『資本論』「価値形態論」の検討をとりあえずこの「価値形態論」設定の必然性＝「移行規定」の点からはじめることにしよう。

「……したがって商品の価値対象性は純粋に社会的であるということをおぼすならば、価値対象性は商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえないということもまたおのずから明らかである。……いま、われわれは再び価値のこの現象形態に帰らなければならない。⁽²⁾」

要するに、価値実体としての「抽象的人間労働」の「社会的」性格→価値規定の「社会的」性格→価値の、商品相互関係における現出→価

値の「社会的」関連を示す「現象形態」の分析、というロジックに他ならないが、いずれにしても「価値形態論」では「価値のこの現象形態」分析がその「対象」とされていることが一応明らかであろう。そのうえで「価値のこの現象形態」を[あつかう](#)この「価値形態論」の「課題」についてマルクスは次のようにいう。

「しかし、いまここでなされなければならないことは、ブルジョア経済学によってただ試みられたことさえないこと、すなわち、この貨幣形態の生成を示すことであり、したがって、諸商品の価値表現の発展をその最も単純な最も目立たない姿から光まばゆい貨幣形態に至るまで追跡することである。これによって同時に貨幣の謎も消え去るのである。⁽³⁾」

みられるように「価値形態論」の「課題」がかなり見事に指摘されているとあってよく、それが、「諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展」を「追跡すること」、および「これによって同時に」実現される「貨幣の謎」の解明＝貨幣成立の必然性分析、におかれている。そしてこの場合、さしあたりマルクスにあってはこの2点——「価値表現」方式における理論的発展の解明と「貨幣」の理論的形成史考察——が、同じものの表裏としておさえられつつ、「価値形態論」の「課題」とされている点に注意が必要といえよう。

ここまでの「価値形態論」のいわば「序論」部分（「移行規定」・「対象」・「課題」）をふまえてまず第1に「A、単純な、個別的な、または偶然的な価値形態」（以下「形態Ⅰ」と略）が展開されるが、ここでは特に「価値表現の仕組み」に焦点をあてて『資本論』の説明をおってみよう。最初にこの「形態Ⅰ」設定の理由が、「最も単純な価値形態は、明らかに、なんであるろうとただ1つの異種の商品にたいするある1つの商品の価値関係である⁽⁴⁾」という断定にもとづき、「それゆえ、2つの商品の価値関係は、1商品のための最も単純な価値表現を与える⁽⁵⁾」と指摘され、そのような「設定理由」にもとづいて、「 x 量の商品A = y 量の商品Bまたは

x 量の商品Aは y 量の商品Bに値する」という「形態Ⅰ」が設定されるが、その場合、この表現式の中で、1商品の価値は他商品との関係の中でのみ表現できること、したがって価値表現のために1商品はかならず他商品との関係に入らざるをえないことについては、「たとえば、リンネルの価値をリンネルで表現することはできない」のであり「20 エレのリンネル = 20 エレのリンネルはけっして価値表現ではな⁽⁶⁾」いことにもとづき「リンネルの価値は、ただ相対的にしか、すなわち別の商品でしか表現されえない⁽⁷⁾」とされていく。そのうえで、「自分の価値を上着で表わし」「能動的」な役割を果している「相対的価値形態」（リンネル）と、「この価値表現の材料として役だっ」ており「受動的な役割を演じている」「等価形態」（上着）との、「互いに属しあい互いに制約しあっている不可分」な、しかも「排除しあう、または対立する両端、すなわち両極である」「契機⁽⁸⁾」をふまえつつ、「価値表現の仕組み」が具体的につぎのように分析される。

つまりマルクスは、「リンネル = 上着」という価値関係の中でリンネルの価値が表現されるのは「どのようにしてか？」として問題を提出してそれにこう答える。

「リンネルが自分の『等価物』または自分と『交換されうるもの』としての上着にたいしてもつ関係によって、である。この関係のなかでは、上着は、価値の存在形態として、価値物として、認められる。なぜならば、ただこのような価値物としてのみ、上着はリンネルと同じだからである。他面では、リンネルはそれ自身の価値存在が現われてくる。すなわち独立な表現が与えられる。なぜならば、ただ価値としてのみリンネルは等価物または自分と交換されうるものとしての上着に関係することができるからである。⁽⁹⁾」

要するにこの説明は以下のようにまとめられる——すなわちまず①リンネルは上着を自分の「等価物」 = 自分と「交換されうるもの」とするが、そうになると②リンネルによって上着は自分の「価値の存在形態」 = 「価値物」として認

められること。「なぜならば」③上着をこのような「価値物」と認めることによるのみ上着とリンネルとの同質性がいえるから。そしてこの前提の上で、④リンネルの「価値存在」が、上着の体の上に「独立な表現」として与えられてくるが、それは⑤リンネルとしても、上着との関係で間接的に「価値」の表現を得ることによるのみ、「等価物」＝「自分と交換されうるもの」とされた上着と関係を結ぶことができるから、という点にもとづくこと——。そしてその際この論理には、④（リンネルではなく）上着のリンネルへの等置→⑥上着の「価値物」としての承認→⑦「価値物」たる上着に等置されるかぎりでのリンネルの「価値物」化、といういわゆる「回り道」というロジックが背景となっているといつてよいが、このような内容をふまえてマルクスはこの「価値表現の仕組み」をつぎのように総括する。

「こうして、価値関係の媒介によって、商品Bの現物形態は商品Aの価値形態になる。言いかえれば、商品Bの身体は商品Aの価値鏡になる。商品Aが、価値体としての、人間労働の物質化としての商品Bに関係することによって、商品Aは使用価値Bを自分自身の価値表現の材料にする。⁽¹⁰⁾」

以上「形態I」の中で「価値表現の仕組み」をみてみたが、しかし『資本論』ではこの「価値表現」に対応させて価値実体としての労働量関係の問題も——その重要な視点として——強調されている点にその特徴がある。つまり『資本論』にあっては、「価値実体」＝「流動状態にある人間の労働力⁽¹¹⁾」、「価値」＝その「人間労働」の「凝固状態⁽¹²⁾」、「価値形態」＝「他の1商品にたいするそれ自身の関係によって現われてくる⁽¹³⁾」形式、の三者は一応区別して設定されているとみてよいが、そのうえで、「価値形態」の展開＝「価値表現の仕組み」と、「価値実体」としての「抽象的人間労働」との相互関係がつぎのように確定されていく。すなわち、④上着のリンネルへの「等置」→⑥「裁縫」労働の、「裁縫」と「織布」の「両方の労働のうちの現実

等しいもの」＝「人間労働という両方に共通な性格⁽¹⁴⁾」への「還元」（いわゆる「回り道」）→⑦「織布」労働の、——「それが価値を織るかぎりでは、それを裁縫から区別する特徴はもっていないということ⁽¹⁵⁾」による——「抽象的人間労働」としての認承、という説明に他ならず、「価値形態」の展開と「価値実体」の関係をパラレルに把握する方法がここにみられるのは明白だが、しかしそれでも他面では、このような説明は、これまでに見てきた「価値表現の仕組み」の成立を前提とし、その展開の結果としてのみ「異種労働」の「人間労働一般」への「還元」が可能になることを明確にしている点——換言すれば、「価値実体」関係の前提→「価値形態」の展開ではなく、むしろ反対に、「価値形態」の展開→「価値実体」関係の確定、という規制関係の成立をあきらかにしている点——できわめて重要な意味をもってくることも否定できないといつてよい。

〔2〕これまでのところで、『資本論』における「価値形態論」展開の必然性および「価値表現の仕組み」の内容をみてきたが、次の問題は、この「形態I」がどのようにして「貨幣形態」にまで展開するかという点、言いかえれば「価値形態」「移行」の必然性＝その動因という点である。そこでこの「価値形態」の「移行」論をみていくとまず「I」→「II」については、「形態I」の末尾で次のようにのべられている。

「とはいえ、個別的な価値形態はおのずからもっと完全な形態に移行する。個別的な価値形態によっては、1商品Aの価値はただ1つの別種の商品で表現されるだけである。しかし、この第2の商品がどんな種類のものであるか、上着や鉄や小麦などのどれであるかは、まったくどうでもよいのである。……商品Aの可能な価値表現の数は、ただ商品Aとは違った商品種類の数によって制限されているだけである。それゆえ、商品Aの個別的な価値表現は、商品Aのいろいろな単純な価値表現のいくらかでも引き伸ばせる列に転化するのである。⁽¹⁶⁾」

要するに、「価値としての同質性」という大前提的基準→単一の価値表現の不「完全」性→ヨ

り多くの商品による価値表現への要請→「形態Ⅱ」への移行の必然性、という説明になっており、この価値概念の「完全」性を動因とする論理が「Ⅰ」→「Ⅱ」の移行についての中心ロジックになっているが、しかしこの「移行」に関してややニュアンスの異なる次のような2つの他の説明もみうけられる。つまり1つは、「商品の単純な価値形態は同時に労働生産物の単純な商品形態だということになり、したがってまた商品形態の発展は、価値形態の発展に一致する⁽¹⁷⁾」として、「商品の単純な価値形態」を歴史的に未発展な形態とする「歴史的・発生的」視点であり、もう1つは、「形態Ⅱの構成要素は、形態Ⅰ……である。それゆえ、単純な商品形態は貨幣形態の萌芽なのである⁽¹⁸⁾」として、「形態Ⅰ」を「形態Ⅱ」ひいては「貨幣形態」の「構成要素」とみる「論理的・解析的」視点であるが、以上のようないくつかの「移行規定」が『資本論』の中でどう統一的に把握されているのかはこれ以上明瞭ではない。

これをふまえて「形態Ⅱ」「B全体的な、または展開された価値形態」が設定され、その「特質」(㉑一般的「人間労働」の抽象化、㉒価値の社会性の発展、㉓価値の量的比率の明確化⁽¹⁹⁾)と「欠陥」(㉔価値表現の「未完成」性、㉕価値表現の「無限」性、㉖価値表現の「制限」性、㉗価値表現の不「統一」性⁽²⁰⁾)とが指摘されたうえで、まさにそこから次の「形態Ⅲ」への「移行」が以下のように説明される。

「とはいえ、展開された相対的価値形態は、単純な相対的価値表現すなわち第1の形態の諸等式の総計から成っているにすぎない。たとえば、20エレのリンネル=1着の上着、20エレのリンネル=10ポンドの茶、などの総計からである。しかし、これらの等式は、それぞれ、逆にすればまた次のような同じ意味の等式をも含んでいる。すなわち、1着の上着=20エレのリンネル、10ポンドの茶=20エレのリンネルなどを含んでいる。⁽²¹⁾」

いうまでもなくこれは、「20エレのリンネル=1着の上着または10ポンドの茶または

etc という列を逆にすれば、すなわち事実上すでにこの列に含まれている逆関係を言い表わしてみ」という有名な「逆転の論理」であって、数多くの批判がすでによせられているように、ここではマルクス自身が他方で強調する、「相対的価値形態」と「等価形態」との対立的関連は著しく消極化されざるをえなくなるのはいうまでもないが、当面ここで注意しておくべきは、このような「逆転」操作の背景には、価値の等価表現と労働量関係とをリジットに対応させることによって価値表現関係における両辺の無制限な同等関係をただちに確認してしまうという、これまで指摘した「価値実体」的視角とともに、「価値表現」関係を直接「交換」関係に同一視するつぎのような視角がある、という点であろう。

「じっさい、ある人が彼のリンネルを他の多くの商品と交換し、したがってまたリンネルの価値を一連の他の商品で表現するならば必然的に他の多くの商品所持者もまた彼らの商品をリンネルと交換しなければならず、したがってまた彼らのいろいろな商品の価値を同じ第3の商品で、すなわちリンネルで表現しなければならない。⁽²²⁾」

みられるようにあきらかに、本来区別して考察されるべき、商品「交換」と価値「表現」とが重ね合わされてしまっているのであって、大きな無理のともなう、この「逆転の論理」という「移行規定」と、「価値表現」と「交換」との同一化という視点とは相互に内的関係にあることに注意しておきたい。

この「移行規定」にもとづきつぎに「C一般的価値形態」が展開され、この「形態Ⅲ」の「特質」(㉘価値形態の「一般性」、㉙価値の使用価値からの「区別」の完成、㉚価値表現の「共同事業」化、㉛価値の「同等」性・可比性の確立、㉜一般的等価物の形成、㉝「労働の一般的な人間的性格」の完成⁽²³⁾)がおさえられることによって、この「形態Ⅲ」での価値形態の一応の確立が確認されるが、その方向線上で最後にこの「形態Ⅲ」から「貨幣形態」への「移行規定」が考

察される。つまり、——「形態Ⅳは、……リンネルに代わって金が一般的等価形態をもっているということのほかには、形態Ⅲと違うところはなにもない⁽²⁴⁾」という視角から——商品世界の中での「一般的等価物の役割」が1つの特定の「商品の社会的独占となる⁽²⁵⁾」点に「形態Ⅲ」→「貨幣形態」の「移行規定」がおかれ、そしてこの「ある一定の商品」とは「歴史的に⁽²⁶⁾」は「すなわち、金である⁽²⁷⁾」という、貨幣=金の関係の確定にもとづいて——例えば20エルのリンネル=1着の上着=10ポンドの茶=……=2オンスの金、という形で「2オンスの金」を共通にしたままで——「D貨幣形態」（「価格形態」）が設定されていく。まさにこのようにして、価値形態の発展が「20エルのリンネル=1着の上着」という最も単純な形態から出発して、そのもっとも現実的・具体的な形態である「20エルのリンネル=2ポンド・スターリング」にまでたどられて、『資本論』の価値形態論はそのゴールに到達するわけである。

〔3〕以上、『資本論』・「価値形態論」の内容をみてきたが、つぎにこれをふまえて『資本論』の展開の問題点を整理していくことにしよう。

さて問題点の第1は、「価値形態論」設定の「必然性」についてである。つまり、すでにみたように『資本論』の展開では、「価値実体規定」→「価値の社会性」→「価値形態論」へ、というかたちで「価値形態論」展開の「必然性」が指摘されていたが、マルクスのこのような説明は、①「価値の社会性」を強調するがぎり『資本論』のように冒頭商品論での単なる2商品関係においては価値実体規定をそもそも論証できない⁽²⁸⁾こと、②そうであれば価値実体としての「抽象的人間労働」も決して「社会的」とは規定しえないこと、③したがって「抽象的人間労働」のこの「社会性」にもとづいて価値の形態的分析に立ち「帰らなければならない」というロジックもやや恣意的・形式的にすぎること、などの点で疑問があるため、結局、『資本論』における「価値形態論」展開の「必然性」につい

てはまだ不明確な点が残されているとみる他はない。

つぎに第2に問題なのは「価値形態論」の「課題」がかならずしも明確ではないことである。この「課題」について『資本論』では、(1)「貨幣形態の生成」の解明、(2)「価値表現の発展」プロセスの解明、(3)「貨幣の謎」の解明、という3論点が示されていたが、しかし、①これら3論点はそれぞれどう関係しているのか、②この3論点を「価値形態論」の固有の「課題」としてはたして矛盾なく網羅しうるのか、③このような3つの「解明」を通して最終的・本質的には何を明確にすべきなのか、がかならずしも立入っては考察されていないことによって、『資本論』における「価値形態論」の「課題」設定には、いぜんとしてなお検討の余地が存在していると考えられる。

さらに『資本論』「価値形態論」の問題点の第3は「形態Ⅰ」設定の根拠・理由が十分あきらかではない点である。すでにみたようにマルクスはこの「理由」を、「最も単純な価値関係は、明らかに、なんであろうとただ1つの異種の商品にたいするある1つの商品での価値関係である」という断定に求めていたが、たしかに常識的にいえば1対1の商品関係が「最も単純な価値関係」だとはしても、それは「複雑」を「単純」に還元する手続き以上の説明にはなっていないから、これでは、貨幣を媒介しない1対1の抽象的な商品関係を「価値形態論」の出発点に設定する十分な論理的根拠づけにはなっていないといえよう。

そのうえで「価値形態論」の第4の問題点は「価値表現の仕組み」の内容にもいくつかのあいまいさををはらんでいる点である。この問題はいくつかの論点からなるが、まず(1)リンネルが自らの価値を表現するために他商品との関係に入らざるをえない理由、いいかえれば例えば「リンネル20エレ=上着1着」という関係がリンネル所有者の側から設定される理由、が明確ではないこと。つまり、リンネル所有者が、特に「上

着」という他商品で、しかも上着「1着」を基準にして20エレのリンネルを等置する、という行動をとることになった事情は、商品価値の特性自体——「リンネル価値をリンネルで表現することはできない⁽²⁹⁾」という価値性格——で説明のつくことではないのだから、このような「特有な関係式」成立の具体的動機を確定しておく必要がなお残る。つぎに(2)「リンネル20エレ＝上着1着」という関係の中で「上着は、価値の存在形態として、価値物として、認められる」とはどういうことか、そして何故そうなのか、が明瞭ではないこと。つまり、「上着」は——マルクス自身もいうとおり——そもそもから商品なのだから当然価値をもち、そのような「価値物」としてこの等置関係に入っているとすれば、それがあらためてここで「価値物」と「認められる」というのはどういうことなのか、あきらかではない。うえに、「価値物としてのみ、上着はリンネルと同じだから」だという点から、その価値性格のいまだ未確定なリンネルとの同格性を基準にして「上着」の「価値物」化を説明しようとするのはさらに一層筋が通らないこととなる。

さらに(3)この等置表現の中で「リンネルはそれ自身の価値存在が現われて」きて上着の「身体」において「独立な表現を与えられる」という説明にも疑問がでてくる。なぜなら、まず1つには、「上着」がこの関係の中でリンネルにとっての「価値物」になる——いまみたようにこれは論証されていないが——とはしても、そのことと、リンネル価値が上着商品の特にその「身体」＝使用価値であらわされることとは、理論的には別の問題なのにそれがただちに同一視されていて問題であるとともに、また2つには、「上着」の価値性の優先的認定→それによる事後的な「リンネル」価値性の確定、といういわゆる「回り道⁽³⁰⁾」的な展開順位についても、そもそも、リンネルによる上着を媒介とした価値表現関係が全体として「1人よがり」なのであるから——そして個別的な価値表現であるか

ぎりそうである他はないのだが——、「リンネルの上着への等置」が「1人よがり」であるのに対し、「上着のリンネルへの等置」は「1人よがり」ではないとはとてもいえない点で問題があるからであって、リンネルの価値存在が「上着の身体」＝「使用価値」の上に「現われてくる」というマルクスの説明はなお不十分だといわざるをえない。

したがってそうであれば(4)マルクスによる「価値表現の仕組み」の総括である、「価値関係の媒介によって、商品Bの現象形態は商品Aの価値形態となる⁽³¹⁾」というそれ自体は正しい規定も十分には論証されないことになるのであって、もしこの枢軸的規定が十分に解明されなければ、『資本論』『価値形態論』の全体にも大きな難点が残ると考える他はないであろう。

さらに第5の「価値形態論」の問題点は価値形態の「移行規定⁽³²⁾」に検討すべき余地が含まれていることである。まず(1)「形態Ⅰ」→「Ⅱ」については、価値の同質性を基準として「不完全」な価値表現である「形態Ⅰ」から、ヨリ完全な価値表現たる、多くの商品での価値表現としての「形態Ⅱ」への「移行」を示すというマルクスの中心的な説明はやや「形式的」にすぎるうえに、それと少々ニュアンスの異なるいわば「歴史的発生論」的説明や「論理的解析論」的説明と、それとがどのような相互関係にあるのかが不明確な点に問題を残していた。つぎに(2)「形態Ⅱ」→「Ⅲ」については、有名な「逆転の論理⁽³³⁾」がつかわれているが、マルクス自身が正当に強調していた「相対的価値形態」と「等価形態」との「排除しあう、または対立する両端、すなわち両極」という価値表現の特性を前提するかぎり、価値表現式の「右辺」と「左辺」とは質的に全く位置が異なるのであるからその両辺を「逆転」して反対関係の式を同じ平面で導出することはできないという他はなく、したがってそれを無視して「形態Ⅱ」の「逆転」から「形態Ⅲ」をみちびきだすことになれば、価値表現方式のルールを破ってしまうという難点

をもつことになろう。さらに(3)「形態Ⅲ」→「貨幣形態」に関しては、その「移行」はもっぱら等価形態が「社会的慣習によって最終的に商品金」に固定化される点だけに限定されているが、「形態Ⅲ」と「貨幣形態」との区別を単に金の問題だけにしぼることは問題であって、この「貨幣形態」になると等価形態に立つ商品（金）の使用価値的性格が全く形式化する以上、例えばその価値表現の量的表示方式に変化がでてくるなど、価値表現関係の全面的完成にもなっていくつかの「形態Ⅲ」との相違がでてくるはずであるから、「形態Ⅲ」と「貨幣形態」との同一性と区別とを明確にしておく必要がなお残されているといてよい。要するに『資本論』「価値形態論」の「移行論」には統一的論理が欠けており、したがって各形態間の移行「必然性」はあきらかにされていないと結論できる。

そこで最後に第6に「価値形態論の方法」という点から『資本論』の「価値形態論」を整理してみよう。さて方法論に関するまず第1の論点は、価値形態の展開を価値実体の展開に直接対応させようとする「実体論」的価値形態把握である。しかしこのような「実体論」的方法には、①「リンネル＝上着」という部分的かつ局限的条件から、その共通の実体として本来社会性をもつ「抽象的人間労働」を導くことはそもそも無理があること、②価値表現の両式に等質かつ共通な「抽象的人間労働」が前提されてしまうことによって、価値表現の基本的特質である、「相対的価値形態」と「等価形態」との互いに排除しあう「両極」的性格が著しく消極化されること、③価値形態の「移行」が「抽象的人間労働」の社会性の発展に置きかえられつつ、価値表現の仕組みの確立・発展からする「移行規定」の説明が軽視されていくこと、④——マルクスが正しく規定していた——「価値表現」関係の前提→「価値実体」関係の承認という論理的先後関係⁽³⁴⁾が十分には生かされないこと、などの点で疑問が残るといってよく、したがって、『資本論』の「実体論」的方法は大きな難点

をかかえていると考えられる。

つぎに価値形態論の第2の方法論的問題は、「価値表現」と「交換」との同一視的傾向についてである。つまり、このような「価値表現」と「交換」との同一化は、特に「形態Ⅱ」から「Ⅲ」への「逆転」の論理において目立つ他、例えば「形態Ⅰ」——「ある1つの商品Bでの表現は……商品Aをそれ自身とは違ったなんらかの1つの商品種類にたいする交換関係のなかにおく⁽³⁵⁾」——や「形態Ⅱ」——「交換が商品の価値量を規制するのではなく、逆に商品の価値量が商品の交換割合を規制する⁽³⁶⁾」——の中にもみられるが、しかし、「価値表現」と「交換」とがこのようにオーバーラップされてしまうと、「形態Ⅰ」→「貨幣形態」のプロセスは商品交換の発展過程と対応させられざるをえなくなるから、「交換」自体ではなく、「交換」の前提をなす「貨幣」形成の理論的解明、という『資本論』「価値形態論」の本来的目的は大きく後景にしりぞくという問題が生じてしまう。その場合、「価値表現」と「交換」との同一化というこのような方法の根底には「実体論」的価値形態論把握があるのであって、等置される2商品の間に同等の価値実体がすでに確定されてしまえば、その2商品がただちに直接交換可能なもの——交換された結果の事態として考えても同じだということ——とされていくのは当然なのである。

さらに以上のことから、「価値形態論」の第3の方法論的論点として価値形態論と歴史的な商品発展過程とのパラレル化という視点がでてきている。つまり、いまみたように「価値表現」が「交換」と同一化されれば、「価値表現」の発展は「交換」の発展とみなされるが、その際「交換」の「発展」ということになればそれは「歴史的な「発展」以外ではなくなるから、結局「価値形態論」展開＝歴史的な商品流過程の発展、とされていくのはみやすい道理であろう。しかしながらそうなってしまうと、ここでも「貨幣」形成の理論的解明という、『資本論』「価値形

態論」の本来的理論構成からは大きくはなれてしまい、そこに疑問が残るのは明白だと思われる。要するに、(1)「実体論」的把握、(2)「価値表現」と「交換」との同一視、(3)歴史的把握、という3論点は『資本論』『価値形態論』の方法を相互的に規制しあうまさに「三位一体」的ポイントであることがわかるがその中の根本的問題性は特に「実体論」的価値形態論把握にあり、さらにその終局的原因が冒頭商品論での価値実体規定にあることはもはやいうまでもないであろう。

II 宇野『経済原論』の価値形態論

[1] 宇野弘蔵氏の「価値形態論」は『経済原論』第1篇「流通論」の第1章「商品」のうち「二交換価値＝価値形態」および「三貨幣形態＝価格」において展開されており、この「二」はさらに「A简单なる価値形態」「B拡大された価値形態」「C一般的価値形態」に3分されている。そこで早速第1に「価値形態論」への「移行規定」の点から氏の「価値形態論」をみていくと、その「移行」は、基本的には、「あらゆる商品と交換せられ得るもの⁽³⁷⁾」としての商品特性（商品の全面的交換要請特質）→「同質的である」「価値」と「異質的である」「使用価値」との関係（「商品の二要因」）→「交換価値」の、「あらゆる商品が互いに商品としての関係を展開するもの⁽³⁸⁾」としての解明（「価値形態論」の展開）、というラインで指摘されているといつてよいが、このような説明の基軸が、商品は本来あらゆる他の商品と「交換せられ得るもの」であり、したがって商品はあらゆる他の商品と価値関係を結ぶものである、という認識にあることはいうまでもない。このように、『資本論』とちがって、価値の実体規定を全く前提せずに、商品の交換要請特質—「商品の二要因」という純粋な「形態論」的ロジックで「価値形態論」への「移行規定」が示されている点に宇野氏の説明の特徴がある。

つぎに第2にこの「価値形態論」の「課題」を宇野氏はどうとらえているかが問題となるが、この点についての明示的説明はみられない。ただ、「例えば小麦は1キロ金何志であるとか、リンネル1ヤール金何円であるとかいえば、その価値がそのまま表現されているかのように考えられ易いが、実はこの表現も1商品の価値が他の1商品の一定量によって表現せられる交換価値の発展した形態にすぎないのである。しかも商品の交換価値は、かかる形態に発展せざるを得ないのであって、吾々は進んで何故そうなるかを明らかにしたい⁽³⁹⁾」といわれるのをみれば、その「課題」は、商品価値の「1商品の一定量による表現」形式の、ヨリ進んだ「貨幣形態」への「発展せざるを得ない」「必然性」の解明におかれているとも考えられるが、しかしその場合でも、「商品価値の他商品による表現」の内容解明と貨幣形態の「必然性」解明との相互関係についてはそれ以上明瞭にはされていない。

以上みた「価値形態論」の「必然性」・「課題」をふまえてつぎに第3に宇野氏による「価値表現の仕組み」の展開に眼を移すと、まず最初に、「例えばリンネル10ヤール＝5ポンドの茶、即ちリンネル10ヤールは、5ポンドの茶に値するという简单なる形態⁽⁴⁰⁾」の設定理由＝根拠が次のように示される。

「こういう形態は、今日の資本主義社会では一般的には行われないのであるが……リンネルは1ヤール金何円という形態の底には、この形態がひそんでいるのである。⁽⁴¹⁾」

要するに(1)「形態I」存立の非独自性→(2)「貨幣形態」の「底」における「形態I」的關係の貫徹→(3)「形態I」の抽象と設定の必要、というロジックだが、このような説明では、「形態I」が現実的には実存しないこと、にもかかわらずその抽象的形態として独自の設定が不可欠なこと、という一種の論理的切断関係が意識されている点にその特徴があるといえよう。

ついで「形態Ⅰ」の内容にそくして「価値表現の仕組み」が次のように展開されていく。

「元来、リンネル10ヤールは5ポンドの茶に値するという場合は、リンネルを商品として所有する者が、自分の欲する5ポンドの茶に対してならばリンネル10ヤールを交換してもよいという関係を表示するものであって、厳密に言えば茶はなおリンネルと交換に提供せられていなくてもよいわけである。……実際また茶の所有者が、果してリンネルをもってその価値を表現するかどうか、するとしても10ヤールのリンネルをもって茶5ポンドの価値とするかどうかはわからない。⁽⁴²⁾」

この認識はきわめて重要である。つまり「リンネル10ヤール＝5ポンドの茶」というこの等置関係の成立については、リンネル所有者が①まず5ポンドの茶がほしいと「欲望」し、②その上でその「5ポンドの茶」をくれるのならば自分のもっているリンネルのうちから、リンネル10ヤールを提供してもよい、というリンネル所有者側からする特定の動機＝「欲望」が「動因」となっていることが示される。その点では「リンネル10ヤール＝5ポンドの茶」という等置関係・価値表現は、決してリンネル商品と茶商品との客観的・同等的な関係なのではなく、あくまでリンネル商品所有者による一種の一方的な意思発動＝「プロポーズ」が起点になっていることがあきらかにされているといつてよい。そしてそのことから当然に「10ヤール」・「5ポンド」という「量規定」についても、リンネル所有者の発意にもとづいて、さしあたり必要とする茶の「5ポンド」がまず先に特定され、ついでそれに見合うとリンネル所有者が判断・評価した、リンネルの「10ヤール」が決定される、という順をとることになるのであって、まさにこのような「量規定」における決定方式の中でこそ、リンネル所有者は自己商品リンネルの「価値表現」を特有のかたちでなしていることになるわけである。したがってそうであれば、「茶はなおリンネルと交換に提供せられていなくてもよい」のはもちろん、「茶の所有者が、果して

リンネルをもってその価値を表現するかどうか、するとしても10ヤールのリンネルをもって茶5ポンドの価値とするかどうかはわからない」から、リンネル所有者の「発意」＝「欲望」を価値表現成立の不可欠の「動因」とする宇野氏の視点からいわば自明のこととして、価値表現の「主観性」＝「観念性」という特質が帰結するといえよう。

しかもこのような理解からただちに次のような2つの重要な論点が導出されていく。つまり1つは、「この簡単なる価値形態……の式は両辺を逆にしても同じであると理解されてはならない⁽⁴³⁾」という点であり、宇野氏においては、一方でマルクスとちがって価値実体的把握を排除しているとともに他方でいままた「価値表現」の「主観性」を強調されることによって、「逆転」操作の否定が明確にされる。そしてもう1つは、「また此処では、交換価値としての価値の発展形態を考察しているのであって、商品の交換過程そのものを考察しているのではなく「商品の交換は、……貨幣を媒介にして特殊の形式をもって行われる⁽⁴⁴⁾」として、「価値表現」と「交換過程そのもの」とをはっきりと区別している点に他ならないが、『資本論』で問題点として残されていたこの2論点とも、宇野氏の展開では「価値表現」の「主観性」にもとづいて、一応クリアーされていると考えられる。

そのうえで第4に宇野氏による「価値形態」の「移行」論理をフォローしていこう。さてまず(1)「形態Ⅰ」から「Ⅱ」への「移行」については、「形態Ⅰ」の「不十分性」が、①価値評価の非「客観性」＝非社会性、②価値表現の量的不確定性、③価値の同質性の未確立⁽⁴⁵⁾、の諸点でおさえられたうえで、「……リンネル屋にとっては、リンネルの価値はもちろん単に茶によって表現せられるだけではない。己れの欲する他の種々なる商品によっても表現せられ得るし、またせざるを得ない。そうでないとリンネルは商品であるとはいえない⁽⁴⁶⁾」ということから、その「移行」が、直接的には「欲望の拡大」

によって、そして結果的意義の点からは「価値同質性による要請」にもとづいて、説明されているといつてよい。

つぎに(2)「形態Ⅱ」→「Ⅲ」をみると、最初にこの「形態Ⅱ」の「特質」（①価値の使用価値からの区別の明確化、②価値の量的基準の確実化⁽⁴⁷⁾）が指摘されつつも、その「不十分性」が、①価値の使用価値からの分離の未完成、②価値表現系列の不統一性、③価値表現範囲の限界性＝不完全性、④価値表現における社会性の未確立、として列挙され⁽⁴⁸⁾、それをふまえてつぎのように「形態Ⅲ」への「移行」が設定されていく。

「すなわちあらゆる商品の拡大された価値形態においてつねにその等価形態におかれる商品の出現がそれである。いわば全社会的に交換を求められる商品は、もはや単なる商品とはいえないものになって来るのである。⁽⁴⁹⁾」

要するに、全ての商品による「拡大された価値形態」の展開→全ての等価形態に共通におかれる商品の「出現」→「全社会的に交換を求められる商品」の確定→その統一的な等価形態商品による価値表現の成立→「形態Ⅲ」の設定、というロジックで「形態Ⅱ」から「Ⅲ」への「移行規定」が与えられているといつてよい。そして宇野氏のこのような説明で特徴的なのは、最初から、全ての商品が同時に「拡大された価値形態」を展開しつつ、しかもその中から必然的に「一般的等価商品」が「出現」するとされている点だが、なぜ必然的にそれが「出現」するのかについてはかならずしもその立入った理由づけがなされているわけではないことに注意を要する。

さらに(3)「形態Ⅲ」→「貨幣形態」への「移行」にすすむと、まずこの「形態Ⅲ」の「特質」が、①価値表現における統一性の完成、②等価形態商品の使用価値的「形式化」の進行、③価値表現の「社会」性の確立、④価値の量的基準の「客観」化・確実化、という諸点⁽⁵⁰⁾で把握され、それにもとづきこのような「特質」の中か

ら「貨幣形態」への「移行」がさらにつぎのように示される。

「一般的価値形態も抽象的に考えればあらゆる商品が一般的等価物となり得るものとしなければならない。しかしこの形態は……おのずから特定の商品に限定されて来る。しかもそれは一定の商品に固定する傾向をもっているのである。そしてこの一定の商品は、その使用価値がかかる特殊の地位に適合したものととして、金銀に、そして結局は金に落ちつくのである……。⁽⁵¹⁾」

つまり、「一般的等価物」の、特定商品への理論的非「限定」性→「特定」商品への現実的「限定」化→「一定」商品への「固定」化→「金」への帰着、という4段階のロジックによって「形態Ⅲ」→「貨幣形態」への「移行」が説明されているが、しかしこのうち、「理論的に」確定しえるのはどこまでで、「歴史的」「現実的」問題となるのはどこからなのかは、宇野氏のこの説明からは明確にはくみとれないという他はない。いずれにしても、このような「移行規定」にそって「貨幣形態」の「特質」が、「相対的価値形態」にあって、己れの価値の表現せられる商品は、それぞれの商品の1単位によって、その価値を表現せられる⁽⁵²⁾という、自己の単位量を基準とする価値表現の点に求められるとともに、そこから「あらゆる商品は金何円という価格で、その価値を表現する⁽⁵³⁾」ものたる「価格」形態の成立があきらかにされ、そのうえで最後に、このような「貨幣形態＝価格」の「意義」が、特に価値規定との関連で明確にされていく。すなわち、価値概念の形態論的純化——「商品の価値が……決してそれ自身で存在し、固定的なる実体として把握し得ない⁽⁵⁴⁾」ことの明確化——をふまえて、この「価格」形態の意義が、商品価値を社会的に通約し、その「結節」となる点で確定されているといつてよく、まさにそのことを通して、価値は「価格」というかたちをとってのみ商品流通の中で現実化しつつその資格が与えられる点もあきらかにされているが、この場合さらに重要なことは、「価格」形態の意義のこの明確化がつぎの「貨幣論」

への移行規定の説明にもつながっているということであって、まさに、貨幣を媒介とする商品交換関係の形成（価格形態の成立）→商品価値表現の主観性（価格水準の未確定性）→貨幣による交換の実現（購買を通ず価格水準の確定）、というプロセスで、商品論最後の「価値形態論」から「貨幣論」の第1規定たる「価値尺度⁽⁵⁵⁾」論への移行が示されているとよい。

[2] さて以上のような宇野・価値形態論の内容をふまえて、つぎにその「意義」を確認していくことにしよう。最初にその意義の第1は、価値形態論への導入論理＝その「必然性」が、価値の形態論的把握にもとづいて明確化された点である。つまり『資本論』では、価値の実体規定が「価値形態論」の前提とされるため、「価値の現象形態」としての「価値形態」への「必然性」を展開するポイントたる価値の「社会性」という特質も適切には位置づけられず、したがって「価値形態論」の「必然性」も十分には明確にされなかったのに対して、宇野氏の場合には、価値の実体規定を排した「商品の二要因」論→形態論次元における「価値の社会性」把握→「価値の社会性」の「価値形態」としての展開、という首尾一貫した形態論的ロジックを通して、「価値形態論」の「必然性」が的確に解明されていると考えてよい。そしてこの場合、「価値の社会性」に関する宇野氏のそのような体系化の前提的基礎に、冒頭商品論における価値実体規定の排除にもとづく商品論の形態論的純化という卓抜した処理があることはあらためていうまでもないであろう。

つぎに宇野・価値形態論の第2の意義は「価値表現の仕組み」の内容分析について決定的な前進が実現されたことであるが、これは次のようないくつかの論点からなっている。まず最初は(1)「形態I」設定の根拠に関して立入った説明がみられる点であろう。すでにみたように『資本論』では、「1対1」の商品関係があらゆる商品関係で最も基本的な関係であるという形式的説明が与えられるにとどまっていたのに対し

て、宇野氏にあっては、「形態I」は、①現実にはそのままでは存在しないこと、②しかし現実の「貨幣形態」の抽象的形態をなすこと、③しかもその抽象形態の中での最も単純な要素をなすこと、の3論点が統一的に説明されることを通して、「形態I」設定の根拠がヨリ一層内容をもって解明可能にされている。そう考えれば、「形態I」は「貨幣形態」からは完全には自立化され得ない、その抽象的一要素形態であることをあきらかに示した点に、宇野氏の説明の重要な意義があるともいえよう。

つづいて(2)価値形態展開の動因が商品所有者の「欲望」を中軸として体系化された点⁽⁵⁶⁾がその意義として注目される必要がある。つまり『資本論』の場合には、「リンネル 20 エレ＝1 着の上着」という価値表現において、リンネル所有者はその価値表現を、なぜ「上着」を材料として選びつつ、しかも「20 エレ」対「1 着」という比率でなすのかは全くあきらかにされず、それはすでにおこなわれてしまった交換の結果的与件にすぎないと処理されるしかないという難点をもっていた。それに対して宇野氏によれば、リンネル商品の所有者を明確に設定しつつ、この「リンネル 20 エレ＝1 着の上着」という価値関係をリンネル所有者の「欲望」発動にもとづいて位置づけること——自分の「欲望」する「上着 1 着」をくれるならば「リンネル 20 エレ」を与える、という関係——によって、リンネル所有者が、他商品ではなく「上着」という特定の商品を、しかも「20 エレ＝1 着」という量的比率で、価値表現の対象に選択したことの背景は十分に示されることになっており、まさにそれを通して、資本制的生産では価値表現は客観的な第三者的関連の中ではなされずあくまでも個別的動機・発意を媒介する他はないことも理解可能になったとよい。

さらにこのことからただちに指摘できる意義は、(3)価値表現の「主観性」＝「観念性」が正しく把握されることになった点である。つまりいまみたように「リンネル 20 エレ＝1 着の上

着」という価値表現が、交換された結果の商品価値関係表示ではなくリンネル所有者の側からする一種の「プロポーズ」にすぎない以上、リンネル所有者のその「発意」がそのまま実現されるかどうかは全く保証のかぎりではないことにもとづき、商品所有者の「発意」を不可欠の動因とするこのような価値表現が、本来一方的で「主観的」な、したがって「観念的」な性格をもっているという特質が十分に明確化されたと考えてよい。その意味で宇野氏によるこのような価値表現の「主観性」の強調は、『資本論』の「客観主義」的な価値表現把握を克服しているとみてよいが、しかも単にそれだけでなく、それはさらに、資本制的生産の全体における、価値の「表示」と「実現」との根本的位相差についての体系的明確化に対しても決定的な重要性をもっていると考えられる。また(4)価値表現における「欲望」媒介の不可欠性→価値表現の「主観性」、という視点をふまえて、価値表現等式における「逆転」操作の不可能性と、「価値表現」と「交換」との明確な分離、との2論点が明瞭にされたことが重要であろう。すでにみたように『資本論』では、実体論的価値形態論把握に制約されて、一方で「相対的価値形態」と「等価形態」との「両極」性が正しく指摘されつつも、他方で「逆転」操作や「価値表現」と「交換」との一体化が残されていたのに対し、宇野氏の展開では、価値実体規定の価値形態論からの排除および「価値表現」における「主観性」の強調によって、「相対的価値形態」と「等価形態」との形態的「両極」性の鋭い把握が可能となった結果、「逆転」操作・「価値表現」と「交換」との同一化という2つの難点は十分に完封されているとみてよいのであって、「価値形態論」の展開は、「実体論」を基礎とする「逆転」や「交換」の手助けを借りないで、純粋な形態論的論理で一貫しておこなわれるに至っているのである。

つづいて宇野氏の価値形態論における意義の第3は「価値形態」の「移行規定」についてい

くつかの新しい成果がみられることである。まず最初に(1)「形態Ⅰ」→「Ⅱ」の「移行規定」が整理されつつ、「形態Ⅱ」の性格が明確化された点が指摘できる。すでにみたように『資本論』では、この「移行規定」が、単一商品での「不完全」な価値表現から多くの商品でのより進んだ価値表現というかたちを中心として——商品所有者の具体的行動から切断された——価値表現の「完全」性要請の点からやや「形式的」＝外在的に示されながら、「形態Ⅱ」としても、「形態Ⅰ」の「不完全」性を解決するという方向から、社会全体の商品が等価形態にきてしまう「全体的な」「価値形態」としてただちに設定されてしまうという難点をかかえていたのに対して宇野氏の説明では、この「移行規定」が、「相対的価値形態」商品所有者の「欲望拡大」にもとづいて考察されることによって、その「移行」が、個別商品所有者の立場における「価値表現の仕組み」の具体的内部展開にしたがって解明されているといつてよい。そしてそれにともない「形態Ⅱ」は、「全体的な」「価値形態」ではなく、あくまでもリンネル所有者の「欲望」水準と範囲に具体的に制約された価値表現としての「拡大された」「価値形態」にとどまる点も明確にされたと考えられる。

つぎに指摘できるのは(2)「形態Ⅱ」→「Ⅲ」への「移行」を正しい方向で位置づけたことであろう。すなわち、『資本論』の場合には、「全体的な」「価値形態」としての「形態Ⅱ」の「逆転」から「形態Ⅲ」を導出するという、難点を含まざるをえない方法がとられていたが、宇野氏の展開では、価値表現の「逆転」関係が封殺されながら全ての商品による「拡大された価値形態」の展開にもとづく特定商品の、「一般的等価物」としての「出現」、というロジックで「形態Ⅱ」から「Ⅲ」への「移行」が説明されていたと考えてよいが、これによって、この「移行」が、重大な難点をもつ「逆転」論理を使用することなく、「価値表現の仕組み」の具体的な発展にそくして「形態論」的に解明されているよう

に思われる。

さらに(3)「形態Ⅲ」から「貨幣形態」への「移行」を体系化しつつ、「貨幣形態」の意義を明確にしたことも重要であろう。この点につき『資本論』では、価値表現はある意味で「形態Ⅲ」で完成するものとされて、「貨幣形態」論はただその等価形態が金に固定されていく事後的・歴史的な分析に消極化される傾向が強かった——そのことから、全ての商品が金の一定量を固定したままで自己商品の特定量を表示するという不自然な価値表現形式が残された——のに対して宇野氏の場合では、「金」の使用価値的「形式化」を根拠にして、この「貨幣形態」では価値表現方式における自己商品の1単位による基準化が設定されるべきこと、が明確にされたといつてよい。したがってその意味で、価値表現方式としての完成という点からする「形態Ⅲ」と「貨幣形態」との間の質的差異がはっきり把握されているとみられるが、そこからさらに、各個別商品をつなぐ「結節点」となる商品価値の社会的な媒介項こそ、金による価値表示たる「価格形態」に他ならないことの決定的意義——資本制の生産全体における価値表示・評価・実現を展開するための基本的要素としての、この「価格形態」の意義——も体系化可能になっていることはいうまでもないのである。

そのうえで宇野・価値形態論の第4の意義は、「価値形態論の方法」が体系的に整理された点である。さてこの「方法論」に関する(1)第1の論点はまず「価値形態論」の「形態論的」純化という側面であり、これによって、価値形態の展開が、1商品が自己の価値性格を社会的に表現していく具体的方式の解明ロジックとして明確化されたといつてよい。つぎに(2)第2の「方法論」的論点は、形態論的価値形態論への純化にとともに、価値実体規定のリジッドな前提に制約されて『資本論』になお残されていた諸難点の克服——(イ)価値表現等式の「逆転」操作の否定、(ロ)価値形態の展開と交換関係との分離、(ハ)歴史的な商品形態の発展と価値形態展開との

分化⁽⁵⁷⁾——が実現されたことに他ならない。まさにこれを通して、価値形態論が、交換そのものの分析ではなく、その交換を可能にする価値表現方式の理論的解明にしばられているといつてよいのである。したがって(3)宇野氏の「価値形態論の方法」は、個別商品所有者の商品経済的「欲望」=発意を積極的媒介動因にしつつ自己商品の価値を社会的に表現することによって現実的な交換を可能にするその方式を「形態的」につくりあげていく論理を、まさに理論的に解明する方法として整理されているといつてよく、その点で、「形態性」・「個別性」・「表現性」という3論点こそ宇野・価値形態論の方法的特質に他ならない。その場合、これら3論点は同時に、資本制の生産における価値運動様式の特質でもあるから、結局価値形態論の宇野氏によるこのような方法的明確化は、いわば「価値法則」論の体系化にとっても基本的重要性を有しているのはいうまでもないであろう。

〔3〕では、以上のような「意義」をふまえたうえで宇野・価値形態論の問題点はどこにあるのだろうか。まず第1は価値形態論の「課題」⁽⁵⁸⁾についてなお不明確な点が残されていることである。つまり宇野氏にあっては、この「課題」について、①「1商品の価値が他の1商品の一定量によって表現せられる」という、交換価値の基本的あり方の解明と、②その価値表現形態が貨幣「形態」に発展せざるを得ない」という、貨幣形態への「必然性」の解明、との2ポイントが指摘されているが、しかしその際問題なのはこのうち、後者の「貨幣形態への発展必然性」の解明をも価値形態論の固有かつ不可欠な「課題」だとみることにはやや疑問がある、という点である。というのも、資本制の生産においては現実には商品と貨幣からなる価値関係以外には存在しなく、したがって価値形態論でおこなっているような、貨幣を媒介しない、「形態Ⅰ」から「Ⅲ」までの価値表現方式はそのままではありえないのであるから、そのような「抽象的論理」を使って、貨幣のない論理次元から

貨幣を論理的に設定していくようなロジックは、特殊な制約・限定をおかないかぎり、資本制的生産の場では本来採用できないはずだから、であって、貨幣の特質あるいは商品と貨幣との関連を知るために、そのような抽象的な「形態Ⅰ」・「Ⅱ」・「Ⅲ」などの設定がたとえ必要だとはしても、そのような「抽象的」な「形態Ⅰ」・「Ⅱ」・「Ⅲ」を組み立てながら「貨幣形態への発展必然性」自体を解明することはやはり無理であり、それ故、「価値形態論」の固有の「課題」としても不適切なように考えられる。

つぎに宇野・価値形態論の第2の問題点は「形態Ⅰ」設定の理由についてなお検討の余地があることである。すでにみたように、宇野氏は、現実には「形態Ⅰ」のような「抽象的」な価値形式はないことをまず明確にふまえたうえでしかし「貨幣形態」においても、その「底」に「形態Ⅰ」で示されるような単純で抽象的な価値形式が貫徹していること、をもって「形態Ⅰ」設定の理由とされていた——その点で『資本論』のやや形式的な説明を超えているが——がそれでもそこには次の点が解明されるべき点としてなお残っている。つまり(イ)この「形態Ⅰ」が貨幣形態の「底」に貫徹しているその具体的内容、(ロ)宇野氏のこのような考えが、「貨幣形態」の抽象的・解析的要素形態としての「形態Ⅰ」という把握を許すのか否かという点、(ハ)宇野氏のこの説明が、価値形態展開に対する、完成された・現実の価値形式たる貨幣形態の「ある意味」での前提を可能にするのか否かという点に他ならないが、いずれにしても、宇野氏による「形態Ⅰ」設定の理由づけにおいては、「貨幣形態」の「底」に「形態Ⅰ」規定が貫徹するというこの内容に関しなお一定の検討の余地を残しているといつてよい。

さらに問題点の3つめは、「価値表現の仕組み」に関してやや疑問な点が存在することである。その1つは、価値表現成立における「欲望」のとりあつかい⁽⁵⁹⁾についてであろう。すでにみ

たように宇野氏の展開では、価値表現成立の具体的成立動機が商品所有者およびその「欲望」の設定を通して的確に解明されており、その点で「商品所有者の欲望」の明確化は決定的な重要性をもっていたとみてよいが、その場合、宇野氏が「商品所有者の欲望」というやや特殊な言葉で表現された内容が、①特定の商品で価値表現の材料として「主体的」にえらぶこと、そしてそのうえで②価値表現の量関係を「主体的」＝「主観的」に設定すること、の2点にその中心があるとすれば、この「内容」を示すためには——「主体的」な「意思」発動がそこに介在していさえすればそれでよいのだから——、直接的かつ最終的な消費の対象として狭く把握されてやや特殊な限定された状況と関連させられ易い「欲望」というタームを使用することについては多少の疑問が残るように思われる。

この「価値表現の仕組み」論において疑問なもう1つの点は、「リンネル20エレ＝5ポンドの茶」の関連において、「リンネルは現実的にはリンネルなる使用価値としてありながら、その所有者の観念においては価値として茶となっている」ということから——ほぼ『資本論』と同様に——、等価形態商品が相対的価値形態商品の「価値」となる、とする点である。たしかに、茶をほしがっているリンネル所有者の眼にはその茶があたかも自己商品の価値にみえるという常識的・比喩的ないい方はできるとはしても、経済学的にいうかぎり、この関係の中で示されていることは、リンネル所有者の側からして自分の望む「茶」はすでに商品であるから、何んらかの代価を提供することなしには入手できないであろうとして、リンネル所有者が茶商品の「価値」性をいや応なく認めざるをえない、ということに他ならないのであるから、そのことと、リンネルが「リンネル所有者の観念においては価値として茶となっている」とか、茶はリンネルの価値をあらわす、とかということとは本来まったく別のことだといわざるをえない。

そしてそうであれば、リンネル商品に内在していた「価値」と「使用価値」の二要因が、価値表現方式の中で、「価値」＝「茶」、「使用価値」＝「リンネル」、という関係で外部の2商品に分化してあらわれる⁽⁶⁰⁾、とも簡単にはいえなくなると思われるが、それは価値形態の理論的解明にとって何んらの障害にもならないのである。

また宇野・価値形態論に残された第4の問題点は「価値形態」の「移行規定」に関してであるが、これは以下のようにいくつかの論点に区分できる。まず1つめは(1)「形態Ⅰ」から「Ⅱ」への「移行」についてである。つまり宇野氏においては、リンネル商品所有者の「欲望拡大」にもとづき「形態Ⅰ」→「Ⅱ」への「移行」が指摘されているが、宇野氏もいわれるように、「形態Ⅰ」が現実から抽象された「理論的」な形態であるとすれば、それを自立化させたいうえでそこに「欲望拡大」という現実的なプロセスをつみ重ねたとしてもその抽象的次元を超えることはできない以上、その先に「形態Ⅱ」を現実的に設定することはできないであろう。またそれとともに、この「欲望拡大」の結果として「価値の同質性」も確認されるとされているが、「欲望拡大」というすぐれて個別的・主観的な動機と「価値の同質性」における発展という社会的・結果的な契機との、本来質的に相違するこれらの2論点を、「形態Ⅰ」→「Ⅱ」の「移行規定」の中にどう統一的に位置づけるべきかという点もお疑問のままである。

つぎに2つめは(2)「形態Ⅱ」→「Ⅲ」への「移行」に関してであって、氏の展開では、あらゆる商品が「形態Ⅱ」の表現式をとった時に、つねに等価形態におかれる特定商品が「出現」して、その「一般的等価物」によって共通に価値表現をおこなう「形態Ⅲ」が必然的に展開されるとされるが、その場合④全ての商品が同時に「拡大された価値形態」を展開するのはなぜか、⑤そのような中から「一般的等価物」が「出現」するのはなぜか、はかならずしも論理必然的には解明されていないため、⑥結局「形態Ⅱ」が「そ

の価値表現の不完全さを克服して必然的に次の「形態Ⅲ」に「移行する」、というその「必然」性も決してあきらかにされてはいないという問題点がいぜんとして存在している。

さらに、価値形態の「移行規定」に関する3つめの論点は「形態Ⅲ」→「貨幣形態」への「移行」についてである。つまり氏によれば、「抽象的」「理論的」には「一般的等価物」には全ての商品がなりうるとされたうえで「事実」の問題としては、それは「特定」の商品に「限定」されながら「一定」の商品へと「固定」化され、最終的には「金」商品に定着するとされるが、このようなロジックにおいては、あくまでも「論理必然的」に解明可能な「理論的」次元の問題と、歴史的事実を前提しないかぎり説けない「事実」的・歴史的次元との問題の区別は著しく不明確となつて、結局この「移行」の「必然性」はあきらかにはなっていない。その点で、「形態Ⅲ」→「貨幣形態」への「移行」においては、「抽象的」「理論的」な問題次元と「事実」的・歴史的な問題次元とがモザイク状にからみあっている首尾一貫しないという難問がはらまれているように考えられる。

最後に宇野氏の価値形態論の第5の問題点は「価値形態論の方法」全般についてである。これまでみてきたように、氏の方法は、価値形態論の「形態論的」純化、価値表現と交換との明確な区別、価値形態展開と歴史的過程との分離、などについてきわめて重要な成果が確認できたが、しかし価値形態論の全体的な展開方法を、各形態の難点を指摘し、その難点の克服という形で次の形態への「移行」をさぐるという方式で——いいかえれば「形態Ⅰ」から少なくとも「形態Ⅲ」までをそれぞれに内在する論理的自己発展関係において——いわば「必然性の論理」において設定される点についてはいぜんとして問題があるように思われる。つまり、すでに具体的に検討してきたように、各形態間の「移行規定」についての「必然性」が十分に証明されていないことから事実としてわか

るように、現実の価値関係にはそのままでは存在しない「形態Ⅰ」や「Ⅱ」・「Ⅲ」を設定する際にはすでに特別な抽象根拠と理由がそれと分かちがたく結びついているのであるから、「Ⅰ」→「Ⅱ」→「Ⅲ」というプロセスでその発展を考察するにしても、そこではその特別な抽象根拠・理由にそくした特殊な「移行論理」が必要となるのであって、単なる一般的な「必然性」論理をそこにもちこむことは本来できないのである。したがって、「価値形態論」をやはり内的論理の自己発展という「必然性」論によって展開しようとしたところに、宇野氏の方法論としても大きな無理があったと結論できよう。

Ⅲ 価値形態論の課題と方法

〔1〕以下ではとりあえず宇野氏の問題点として指摘した諸点にそくして、まず(1)価値形態論の「課題」および(2)価値形態論の「方法」について若干の問題提起をおこない、つぎに(3)そのうえでその視点から価値形態の「移行」を考察し、最後に(4)それらをふまえて価値形態論と「価値法則」論との関係について多少の展望をこころみてみたい。まず(1)価値形態論の「課題」については、これまでみてきたように『資本論』にあっても宇野『原論』にあっても、大きく次の2論点がやや未整理のままで示されていた。つまり1つは①「価値表現方式」の理論的内容を解明することであり、もう1つは②貨幣形態生成の理論的「必然性」そのものを解明することであるが、しかしこのうち貨幣形態生成の「必然性」分析は、次のようなその「不可能性」と「不適切性」という2つの理由によって、価値形態論の固有の課題からは除かれなければならないと考えられる。最初にその「不可能性」についてみると、全ての商品所有者が一切の強制なしに単一の商品で価値表現をおこなうに至るプロセスを論理必然的に説くことはそもそもできない性格のものであって、例えばいわゆる「回り道」＝「媒介」の論理⁽⁶¹⁾を使うに

しても、どの程度にまで一定の商品が共通の「等価物」として一般化すればそのような「回り道」＝「媒介」という操作が生じてくるのかという程度・範囲の問題や、そういう商品が同程度に複数個生じたときはどうなるのかという選択の問題、などについては純粹論理だけではいぜん説けない不確定な状況がともなわざるをえない。したがってどんなに細かい様々な操作をもちだしたにしても、貨幣形態の現存を全然前提せず、全ての商品所有者が単一の商品で価値表現をするに至る過程を、純粹な商品経済的ロジックのみで解明しようとすることはやはり——対象自体の性格上——不可能だと断定できる。

つぎに「価値形態論」で「必然性」論を採用することの「不適切性」について考えてみると、まずこの「価値形態論」もその一部として含まれる「流通形態論」の論理的特質が問題であって、この「流通形態論」の中で、例えば「貨幣」→「資本」への移行をあつかう「貨幣の資本への転化」が、資本の存在しない貨幣次元から論理必然的に資本を導出するのではなく、資本も貨幣の特殊な使用方法に他ならないという貨幣と資本との内的論理関係を、貨幣の側から、資本として運動しえる「条件」と「動機」との形成にそくして、分析しているにすぎない⁽⁶²⁾、のとまさに同じ論理的質において、「商品」→「貨幣」への移行を対象とするこの「価値形態論」についても、商品規定の中から論理必然的に貨幣を展開するという点にではなく、むしろ、貨幣も1つの特殊な商品以外ではなく、したがって貨幣を媒介とする現実的な価値関係も商品相互の価値関係からの展開関係に他ならないという商品と貨幣との内的相互関連を、商品の側からあきらかにする点に、その主要な論理目的があるといつてよい。要するに、いずれ「貨幣形態」内部に吸収されてしまうような「形態Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」を独立に設定しつつそれら相互の論理「必然性」を追求するというような理論構成は「流通形態論」の他の部分には見られない一

種のフィクションなのであって、いずれにしても「流通形態論」にはなじまない「不適切」な方法だと考えられる。

このようにして、その「不可能性」と「不適切性」とにもとづき「価値形態論」の固有な「課題」から「貨幣形態」生成の論理的「必然性」自体の解明を排除すべきことが確認できたが、では「価値形態論」の「課題」の内容はどう定められるべきだろうか。さてこの点については、「価値形態」の構造を明確化することによって、資本制的生産における「価値概念」および「価値表現」、ひいては「価値実現」の特質を示すことが「価値形態論」の固有の意義だと整理できる。つまり、資本制的生産において、個々の商品が社会的同質性をその本来の特徴とする自らの価値性格を表現しようとする際には、その個性に制約されて、何んらかの先験的統一体によってその価値としての通約性・同一性を客観的には確認できない以上、各商品は、自己価値を他商品との相互関係において個別的・無政府的に表示せざるをえず、したがって結局自己の価値を他商品の使用価値との関係で表現する他はなくなって、そこから価値表現の「主観性」も帰結するといつてよいが、そのような商品相互間における「価値表現の仕組み」の特性は、1商品と貨幣との関係の中に貫徹するとともに、商品と貨幣との運動的關係として存立する資本関係の中にもその基本的性格としてそのまま維持されていると考えてよい。したがってその意味で、価値形態論において「価値表現方式」の特質・意義を明確化しておくことは、貨幣特性——なぜ貨幣だけが全ての商品を能動的に購買することができるのかという貨幣の謎——の解明につながり、ひいては資本運動における現実的価値関係の基本的あり方の意義づけを可能にするのであるから、つづめていえば、資本制的生産における価値表示方式、逆にいえばその価値実現方式、の特殊性を、その基本的要素形態においてあきらかにしながら「商品」と「貨幣」との内的関係を定立する点に「価値形態

論」の固有な「課題」があるといえよう。

つづいて(2)「価値形態論の方法」に眼を移そう。これまでみてきたように価値形態論の展開方法としては、すでに宇野氏によってほぼ確立された、①「形態論」的純化、②現実の交換過程との峻別、③歴史的な発生論視点の排除、という3論点がまず当然の前提とされなければならないが、そのうえでさらに確認される必要があるのは、いままたように「必然性論」——「形態Ⅰ」からの内的「必然性」にもとづいて順次に「貨幣形態」までを導きだすという論理——は採用できないということである。ではそれに代わるどのような「方法」が考えられるべきか。

さて、「必然性論」はとりえないにしても、「価値形態論」も一定の体系だった論理内容をなす以上、「形態Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」などをでたために並べてよいはずはないし、また単なる「類型」の配列とみるわけにもいかず、その点で「各形態」の間に一定のライトモチーフがなければならぬことはいうまでもない。その際、そのライトモチーフの決定については、「形態Ⅰ」から「Ⅲ」までは、(イ)現実の独立存在性を保有しないこと、(ロ)しかし「貨幣形態」との一定の内的関連性を保持していること、の2論点が要点となるが、それをふまえて考えると、「形態Ⅰ」から「Ⅲ」までは、「貨幣形態」を理論的に「解析」したときにあらわれる、「貨幣形態」の各抽象側面だと把握すべきであろう。換言すれば、「形態Ⅰ」から「Ⅲ」までは、現実態としての「貨幣形態」の特性をそれぞれの面にそくして特徴的に表現する3局面形態だといつてよく、その点で、「価値形態論」の出発点にその第1次理論対象としてまず設定されるのは、「形態Ⅰ」そのものではなく——これは第2次理論対象となる——まさに現実態としての「貨幣形態」に他ならないこととなる。

もっとも、第1次理論対象として「貨幣形態」をおくといつても、まだ「貨幣」をおよそ措定していないのだから、第1次理論対象としてのその「貨幣」自体から論理展開をはじめること

はできず、したがって「価値形態論」展開における実際の出発点には、第1次理論対象たる「貨幣形態」の最も要素的な「解析」形態としての「形態Ⅰ」がおかれなければならないのは当然だとはしても、その際くれぐれも重要なのは、価値形態論展開のまず第1次理論対象として「貨幣形態」をおくことによってはじめて価値形態論の「課題」や抽象水準、あるいはその論理の方向性などが確定できる——なぜなら「貨幣形態」を第1次的な理論対象とせず、ただちに無限定な「形態Ⅰ」を生まの形でおくだけでは、価値形態論の理論抽象度は決して定まらないから——ということであって、その点にこそ、「第1次」理論対象と「第2次」理論対象との関連の意義がある⁽⁶³⁾。いずれにしてもこのようにして、「形態Ⅰ」・「Ⅱ」・「Ⅲ」は「貨幣形態」の抽象的「解析」形態として把握すべきこと、そしてそうすると、「価値形態論」の第1次理論対象としては、第2次理論対象としての「形態Ⅰ」に先だつて「貨幣形態」を設定しなければならなくなるし、又事実それが可能であること、を一応確認したが、そのうえでつぎにこれら3「形態」が現実の「貨幣形態」に対してどのような意味内容でその「解析」形態になりえているかを確かめてみよう。

つまり、第1に「形態Ⅰ」は、価値を、①個の⑥相手商品の「使用価値」で②商品所有者の「意思」発動を媒介として④「主観的」に、表現し、③したがって「等価商品」は交換実現のイニシアティブを一方的にもつ、という諸点で、金の一定量で自己価値を観念的に表示する「貨幣形態」の最も基礎的な「解析」形態をなすとまずいえるが、つぎに第2に、資本制的生産における、貨幣を媒介とした商品の全面的同質の関係＝「交換可能性」・「要請」を1個の商品にそくして「解析」した形態こそ、個別商品の価値を、②他の多くの⑥相手商品の使用価値で③「意思」発動を動因として④「主観的」に表現した「形態Ⅱ」に他ならず、最後に「形態Ⅲ」は、②特定の1個の⑥相手商品の使用価

値で③「意思」発動にもつて④「主観的」に③しかし「統一的」にその価値を表現するとともに、①その「一般的等価物」は全ての商品との直接的交換可能性をもつに至る、という関係を特に表現することによって「貨幣形態」のヨリ進んだ「解析」形態をなしているといつてよいのであって、つづめていえば、「形態Ⅰ」＝「他の1商品」の「使用価値」で「意思発動」にもつて「主観的」に商品価値を表示する点（「価値表現の仕組み」の特殊性）、「Ⅱ」＝商品価値に固有な「全面的交換要請」「可能性」「同質性」を特徴的に示すという点（価値性格の「全面性」）、「Ⅲ」＝「特定の1商品」での「統一的」な価値表現を明確にあらわすという点（価値表現の「統一性」）、というそれぞれの「意味内容」において、「形態Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」が「貨幣形態」の「解析」形態をなしていることが一応確定できよう。そこでつぎにこのような「方法論」的視点から、「形態Ⅰ」→「Ⅱ」→「Ⅲ」→「貨幣形態」への「移行」関係＝「解析」形態間の相互関連をみていくことにしよう。

〔2〕まず商品論のうちの「価値形態論」に先だつ「価値と使用価値」との「商品の二要因」論から「価値形態論」への移行から考えていくと、「商品」は、その「積極的」要因として、一定の量基準をもった、全面的交換要請＝可能性としての同質性、という「価値」をもつ——実際に交換に成功して貨幣に転化しないかぎり「価値」として実現はされないにしても、交換を「要請」するとともにその「可能性」をもつものとして、商品は「価値」をその形態規定の与件として保有すると考えてよい——と同時に、その「消極的」要因として特定の「使用価値」をもつことによってその交換要請的性格は制約を受けざるをえないが、まさにそのことにもつて、その全面的交換要請＝可能性を実現＝実証するために、個々の商品は、特有の価値表現方式を展開して交換実現のための形式＝装置を形成していく必然性をもつこととなる。その場合、「価値」はあくまでも一種の社会的「関

係概念」であり——もちろん一定の量基準をもつが、それはその商品に内在した固有の「絶対的」量形式ではなく、あくまで他商品との全体的関数関係にもとづいてその商品に付与された「相対的」な量形式に他ならない⁽⁶⁴⁾——、しかもこの交換要請の発動は個々の商品所有者が自らの個別的動機にそってする個別的行為以外ではないから、交換実現装置の形成をめざした「価値表現」方式の展開も、他商品との関係において、具体的には——自己商品と他商品との区別はその使用価値の面にしかないのだから——他商品の「使用価値」との関係において、商品所有者の「意思」発動を媒介としつつ、おこなわれる他ないが、さらにその点をふまえると、「使用価値」は本来その「個別性」・「異質性」に特質があり、したがって「使用価値」の「異質性」を重視するかぎり、相手商品としてはとりあえずまず1個の商品が問題となるため、ここに「他の1商品の使用価値による価値表現」という「形態I」が設定可能となる。⁽⁶⁵⁾

このようにして商品形態の特質——「価値」と「使用価値」との相互関連——にもとづいてまず「形態I」が設定されるが、この「形態I」での特有な「価値表現の仕組み」を前提にしつつ、商品所有者の「意思」発動の多面性を根拠にして、他の多くの商品での自己価値の表現という「形態II」の導出が可能となり、それによって、全面的交換要請・可能性という商品性格がヨリ特徴的に把握されることとなる。しかしこの場合、「形態I」から「II」への「移行」について重要なのは、①「形態II」を展開する契機＝可能性が、「意思」発動の拡大という点で、その前提としてすでに「I」に含まれていること、および②「I」を超えるヨリ進んだ意義が、交換要請性格の全面化という面から「II」によって与えられていくこと、の2つがあきらかにされればその「移行」は十分に説明されるし、またそれ以上は無理だ、ということであって、すでにみたように決して「必然性論」を説くことではないといってよい。

つぎに「形態II」→「III」の「移行」をみると、いまみた「形態II」での「拡大された」価値表現およびいわゆる「媒介の論理」にもとづきつつ、「特定商品」が「一般的等価物」として析出してくる「可能性」があり——くりかえしみてきたようにその「必然性」自体は論証しえない——、そこでこの共通な「特定商品」による価値表現形式を設定すればそこに「形態III」を考慮することができるのであって、「形態II」の条件・論理の内部から一応矛盾なく「III」展開の「可能性」——決してその「必然性」ではなく——を導出することができるというよい。しかも同時に、この「形態III」を通して全ての商品は「統一的」な価値表現をおこなうことによって、価値としての全面的同質性を社会的・客観的に示すことになるのであるから、この「形態III」は、「I」・「II」の特性をふまえつつも、それをさらに「統一性」「客観性」という点からヨリ完成させる「意義」をもっていることは明白だといってよく、要するに、「形態II」→「III」の「移行」に関しては、①全ての商品による「II」展開の結果としての「一般的等価物」出現という、「II」における「III」設定の「可能性」と、②「形態III」による価値表現の「統一性」「客観性」の実現という、「II」を超える「III」の「意義」、との2点から説明できるように思われる。

そのうえで「形態III」→「貨幣形態」の「移行」については、一方で、「III」ではこの「一般的等価物」にどんな商品がおかれるかは特定せずに一般的にその特質を示しただけだから、その位置に例えば「金」をおいて「貨幣形態」を設定するという理論的操作は、この「形態III」のロジックと何ら矛盾しないことはあきらかであるし、他方で、この「貨幣形態」の形成によって、社会の全商品は「価格形態」という価値としての同質性資格を与付されつつ交換実現のための現実的準備形態をもつに至るといふ、「形態III」をさらに超える体系的「意義」が生じるのはいうまでもない。したがってそうであれば、「形態III」→「貨幣形態」への「移行」は、①

「一般的等価物」の位置を「金」が独占的・固定的に占めることの「可能性」が「Ⅲ」の中で確認される点と、②「価値形態」の形成による商品の交換実現方式の最終的完成という、「Ⅲ」を超える「貨幣形態」の「意義」の確定によって一応示されると考えられる。

〔3〕最後に全体の総括として、「価値形態論」と「価値法則」論⁽⁶⁶⁾との体系的関係を整理しておくことにしよう。さて、価値法則論における「価値形態論」の「位置」＝「意義」を考える場合、それは主に一応次の2点から問題にできるように思われる。つまりまず1つは、この「価値形態論」が、「流通形態規定」の中における、「商品」から「貨幣」へのつながり方を解明する論理であることに関わっている。いうまでもなく、資本制的生産を媒介・包摂・編成する「流通形態」のうち、「商品形態」が価値の同質性および交換の要請・可能性という特質を、あくまで価格表示において主観的・観念的にしか表現できないのに対して、「貨幣形態」は、価値を一般的・客観的に代表しながら「商品」に能動的に機能してその価値実現＝評価を積極的に展開しうるものであることからして、「商品形態」より進展した「形態的装置」だといってよい。そうであれば、価値法則を展開していく「形態的装置」としても「貨幣」の方が「商品」より一層展開されたものであることになるから、「価値法則」を1つの「法則」として展開させていくための「条件」・「装置」はこの「貨幣」の措定を通して一段と確立するわけであるが、このような「貨幣」の措定を、「商品」との関連の中から、「商品」の側から示す——「必然性論」によってではないが——論理こそまさに「価値形態論」に他ならないとすれば、「価値法則」展開の「形態的装置」⁽⁶⁷⁾確立のための重要な結節点上の論理としてこの「価値形態論」が位置づけられ、したがってその点で、この「価値形態論」が「価値法則」論体系の重要な一環を担っているのは当然だといえよう。

さらにいま1つは、「価値形態論」が「価値表

現の仕組み」の基本構造を解明する論理だという点に関わる。すなわちくりかえしみてきたようにこの「価値形態論」では、「価値表現方式」およびその裏面をなす「価値実現方式」の資本制的特質——その「個別性」・「主観性」——があきらかにされているが、その場合、このような「価値表現方式」＝「価値実現方式」の特質は、資本制的生産を全面的に媒介・編成する「流通形態」的な特質にそもそも規制されているため、それは、資本制的生産の現実的展開のすみずみにまで及ぶ特質だとみる他はなく、したがって「価値法則」が資本制的生産の現実的運動法則として貫徹していく際にも、このような「価値表現方式」＝「価値実現方式」の特質は決して無視しえない前提的制約として作用していくのはいうまでもない。このように考えれば、この「価値形態論」で解明された「価値表現方式」＝「価値実現方式」の資本制的特殊性は、「価値法則」展開の基本的与件として機能している——いい方を換えれば価値法則の現実的展開は「価値形態論」で要素的にあきらかにされたこのような「価値表現方式」＝「価値実現方式」の「特殊性」を無視しては決して現実化しえないということ——わけであって、まさしくその意味で「価値形態論」のロジックは、「価値法則」展開を支える基本的ロジックとしてその体系的役割を果しているといってもいいすぎではないと考えられる。

- (1) 『資本論』の「価値形態論」については、中野正『価値形態論』（日本評論新社、1958年）、宇野弘藏編『資本論研究Ⅰ』（筑摩書房、1967年）、大内秀明他編『資本論研究入門Ⅰ』Ⅰ章（東大出版会、1976年）、参照。
- (2) マルクス『資本論』（岡崎次郎訳、国民文庫版）第1分冊93頁。（以下この分冊を単に『資』と略称して頁数だけを示す。）
- (3), (4), (5) 『資』94頁。
- (6), (7), (8) 『資』95頁。
- (9) 『資』97頁。(10) 『資』102頁。
- (11), (12), (13), (14), (15) 『資』98—9頁。
- (16) 『資』116頁。(17) 『資』117頁。

- (18) 『資』133頁。(19) 『資』119—20頁。
 (20), (21), (22) 『資』120—22頁。
 (23) 『資』123—27頁。
 (24), (25), (26), (27) 『資』131—2頁。
 (28) 商品論での価値実体規定の問題点については、宇野『経済学方法論』Ⅳ(東大出版会, 1962年), 大内秀明『価値論の形成』(東大出版会, 1964年)本論第1章, 等のみよ。
 (29) 『資』95頁。
 (30) この点については、宇野「価値形態論の課題」(『価値論の研究』, 東大出版会, 1952年, 所収), 久留間敏造『価値形態論と交換過程論』(岩波書店, 1957年), 前掲, 大内『形成』, などを参照のこと。
 (31) 『資』102頁。
 (32) この「移行規定」に関しては、鈴木鴻一郎『価値論論争』(青木書店, 1959年), 前掲, 大内『形成』, 馬渡尚憲「商品の価値形態と貨幣」(『経済学』第40巻3・4号, 1978—79年, 所収), 等を参照せよ。
 (33) 「逆転の論理」について詳しくは、前掲, 宇野『方法論』, 前掲, 大内『形成』, 等のみよ。
 (34) 『資』98頁。またこの点に関連して、拙稿「流通形態としての価値」(『金沢大学教育学部紀要』第27号, 1979年)も参照のこと。
 (35) 『資』117頁。(36) 『資』120頁。
 (37) 宇野弘蔵『経済原論』上(岩波書店, 1950年)26頁。(以下旧『原論』と略称。)
 (38) 旧『原論』27頁。
 (39), (40), (41) 旧『原論』28頁。
 (42), (43), (44) 旧『原論』36頁。
 (45), (46) 旧『原論』31—2頁。
 (47), (48), (49) 旧『原論』33—4頁。
 (50) 旧『原論』36—7頁。
 (51) 旧『原論』37—8頁。
 (52) 旧『原論』39頁。
 (53), (54) 旧『原論』40頁。
 (55) 宇野・価値尺度論について詳しくは、宇野「マルクスの価値尺度論」(『マルクス経済学原理論の研究』, 岩波書店, 1959年, 所収)などを参照のこと。
 (56) 価値形態論における「商品所有者の存在」および「欲望」の媒介については、例えば前掲, 宇野編『資本論研究』Ⅰ121—27頁などをみよ。
 (57) 「価値形態」の展開と歴史的過程との対応についての問題点については、前掲, 大内『形成』226—7頁などを参照のこと。
 (58) 宇野氏によるこの「課題」把握について詳しくは、前掲, 宇野「価値形態論の課題」のみよ。
 (59) 価値形態論における「欲望」の問題に関しては、前掲, 大内『形成』193—6頁のみよ。
 (60) 旧『原論』31頁。
 (61) 「…その商品さえ得れば如何なる商品に対しても直接に交換を要求しうることになるわけであって、各商品所有者は、直接己れの欲する商品をもってその価値を表示し、その商品所有者から一般的には期待しえない交換を待つというのでなく、間接的にはあるが、先ず一般的にあらゆる商品に対して直接的に交換を要求しうる商品によってその価値を表示し、その商品を通して己れの欲する商品との交換を求めるということになる。」(宇野『経済原論』, 岩波全書, 1964年, 27頁)。
 (62) 例えば、拙稿「貨幣の資本への転化」(佐藤他編『資本論を学ぶ』Ⅱ, 有斐閣, 1977年, 所収)などをみられたい。
 (63) この点は、冒頭商品論における資本制規定の確保の問題と同質だといってよいが、冒頭商品の性格規定については、前掲, 大内『形成』87—99頁, 前掲, 拙稿「流通形態としての価値」20—3頁, などを参照。
 (64) 価値の形態的な概念規定については、前掲, 拙稿「流通形態」24—5頁を参照されたい。
 (65) この点は、前掲, 大内『形成』190—3頁で立入って説明されている。
 (66) 「価値法則」の内容理解について詳しくは、前掲, 大内『形成』結章のみよ。本稿も基本的にはその理解にもとづいている。
 (67) 「流通論」=価値法則展開の「形態的装置」論, 「生産論」=「実体的根拠」論, 「分配論」=「運動的機構」論, という把握については、拙稿「『価値法則の絶対的基礎』について」(『金沢大学教育学部紀要』第28号, 1980年, 所収)156頁を参照されたい。